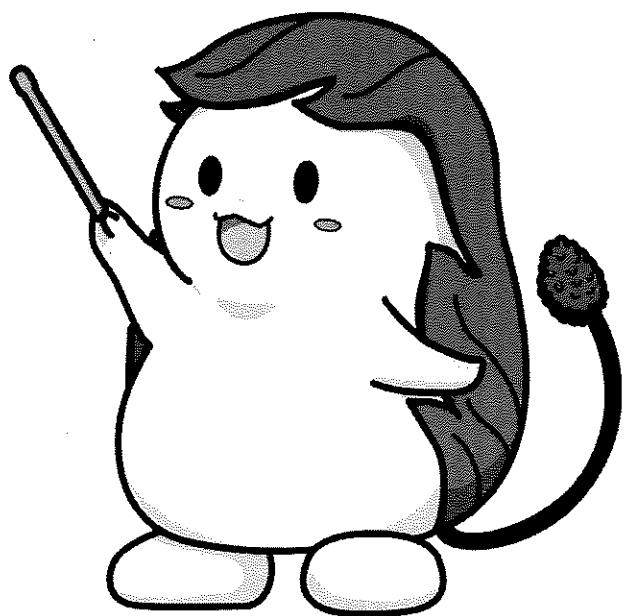


法人市民税のしおり



伊勢崎市 財政部 市民税課



法人をつくりました。
届出は必要ですか？
法人の代表者が変更になりました。
手続きは必要ですか？
→ 1 ページ

法人市民税とは？
どんな法人が納めますか？
→ 2 ページ

法人市民税の
均等割の計算方法が知りたい。
税率表が見たい。
→ 3 ページ

法人市民税の
法人税割の計算方法が知りたい。
税率は？
→ 5 ページ

申告書に記載する従業者数の数え方が知りたい。
均等割 → 4 ページ
法人税割 → 5 ページ



国や県の税金のことは
どこに問い合わせたら
いいですか？
→ 8 ページ

目 次

I	法人の設立・開設・変更に伴う届出	1
II	法人市民税とは	2
III	納税義務者	2
IV	法人市民税の計算	3
1	均等割	3
(1)	均等割の税率	3
(2)	資本金等の額	4
(3)	均等割の従業者数	4
(4)	均等割の算定基準日	4
2	法人税割	5
(1)	課税標準	5
(2)	課税標準の分割	5
(3)	法人税割の税率	6
(4)	予定申告の法人税割の計算	6
3	均等割と法人税割の相違点	7
V	申告・納税	7
1	確定申告	7
2	予定（中間）申告	7
3	確定した税額の変更	7
VI	関係機関	8
1	登記に関する手続き	8
2	国の税金に関すること	8
3	県の税金に関すること	8

I 法人の設立・開設・変更に伴う届出

法人の設立・開設・変更等があった場合には、市への届出が必要です

届出の内容		添付書類（いずれもコピー可）	届出様式
設立・開設・転入	市内への法人の <u>設立</u> 市内への事務所等の <u>開設</u> （はじめて） 本店の伊勢崎への移転（ <u>転入</u> ）	登記簿謄本 （履歴事項全部証明書） 定款	法人設立開設 申告書 （様式第 20 号）
	市内への事務所等の <u>開設</u> （市内への開設が 2 か所目以降）	不要	
変更・廃止	本店の伊勢崎市内での <u>移転</u> 本店の市外への移転（ <u>転出</u> ） 商号、資本金の額、 <u>代表者</u> などの 登記事項の <u>変更</u> <u>解散・清算</u> 終了	登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	法人変更休業 解散廃止 申告書 （様式第 21 号）
	事業年度の変更	総会議事録または新たな定款	
	合併	合併契約書 合併法人の登記簿謄本 合併法人の定款 被合併法人の登記簿謄本	
	分割	分割契約書 承継法人の登記簿謄本 承継法人の定款	
	市内の支店の <u>廃止</u> 市内の支店の名称・住所変更 休業・再開 送付先変更	不要	
	申告期限の延長	税務署に提出済の「申告期限の 延長の特例の申請書」（受付印の 押印のあるもの）	
	グループ通算制度の承認	税務署に提出済の「承認申請 書」（受付印の押印のあるもの） グループ一覧等の関係書類	
	グループ通算制度の取りやめの承認	税務署に提出済の「取りやめの 承認申請書」（受付印の押印のあ るもの）	

Ⅱ 法人市民税とは

伊勢崎市内に事務所または事業所（以下、事務所等※1といいます）および寮等※2がある法人に対して課される税金です。

税額は、資本金等の額や従業者数により算出される均等割と、法人税により算出される法人税割の合計額となります。

それぞれの法人が定める事業年度終了後、法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。

※1 事務所等とは

事業の必要から設けられた人的および物的設備で、継続して事業が行われる場
（自己の所有であるか否かにはかかりません）

※2 寮等とは

宿泊所、保養所などの施設で、従業者の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられているもの

（独身寮、社員住宅など特定の従業員の居住のための施設は含まれません）

Ⅲ 納税義務者

法人市民税の申告および納税義務は次のとおり区分されます。

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	課税	課税
市内に寮等のみがある法人	課税	非課税

※法人には人格のない社団等（収益事業を行うもの）を含む

地方税法第296条第1項第2号に掲げる法人のうち収益事業を行わないものは、均等割が非課税となります。また、社会福祉法人、更生保護法人、学校法人または私立学校法第64条第4項に規定する法人が行う事業で、収益事業による所得の9割以上が本来の事業目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

Ⅳ 法人市民税の計算

1 均等割

均等割は、資本金等の額や従業者数により算出します。

算出方法	適用される均等割の税率 (年額)	×	事務所等および寮等を有していた月数 (※)	÷	12
------	---------------------	---	--------------------------	---	----

※月数は1ヶ月未満の場合は1ヶ月とし、1ヶ月を超える場合は1ヶ月に満たない端数を切り捨てます。

(1) 均等割の税率

資本金等の額	市内事務所等の従業者数	均等割の税率 (年額)
・ 公共法人および公益法人等のうち、均等割を課することができないものの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人および一般財団法人 ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		60,000 円
1,000 万円以下の法人	50 人以下	60,000 円
	50 人を超える	144,000 円
1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	156,000 円
	50 人を超える	180,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	192,000 円
	50 人を超える	480,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	492,000 円
	50 人を超える	2,100,000 円
50 億円を超える法人	50 人以下	492,000 円
	50 人を超える	3,600,000 円

(2) 資本金等の額

◎平成 27 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度

資本金の額または出資金の額と、資本準備金などの所定の金額との合計額

◎平成 27 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度

資本金の額または出資金の額と、資本準備金などの所定の金額との合計額に無償増資額を加算し、無償減資・資本準備金の取崩しによる欠損てん補額を減算した額

また、資本金の額が、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額を均等割額税率算定に用います。

(3) 均等割の従業者数

その法人から給料・賃金等の性質を有する給与の支払を受ける者の数で、寮等の従業者数も含めます。

なお、給料・賞与等またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員は従業者数に含めますが、給与の性格を有するものの支払を受けない役員は、従業者数には含めません。

また、アルバイト等の数については算定期間の末日を含む直前 1 ヶ月のアルバイト等の総勤務時間数を 170 で割って得た数値でもよいとされています。(1 人に満たない端数は 1 人とします)

(4) 均等割の算定基準日

	資本金等の額	従業者数
確定申告	事業年度の末日	事業年度の末日
予定申告	前事業年度の末日	事業年度の開始の日から 6 ヶ月を経過した日の前日
中間申告	仮決算の算定期間の末日	仮決算の算定期間の末日

2 法人税割

法人税割は、税務署に申告した法人税の額により算出します。

算出方法 課税標準または分割課税標準 × 税率 − 税額控除

※計算後 100 円未満を切り捨てます。

(1) 課税標準

法人税割の課税標準は、法人税額から控除額等を加減算した額となります。

(2) 課税標準の分割

2 以上の市町村において事務所等を有するときは、その課税標準を分割の基準となる従業者数によりそれぞれの市町村に按分した分割課税標準を用います。

分割課税標準 = 課税標準 ÷ 全従業者数 × 伊勢崎市分の従業者数

※計算後 1,000 円未満を切り捨てます。

具体的な計算の例は、「法人市民税 申告書作成の手引き」にあります。

ア 法人税割の従業者数

事務所等に勤務するもので、その法人から給料・賃金等の性質を有する給与の支払を受ける者の数で、寮等の従業者数は含めません。

課税標準の分割は、法人税割額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者数で按分しますが、当該算定期間の中で事務所等を新設または廃止した場合や従業者数に著しい変動があった事務所等の場合については、従業者数の計算に特例が設けられています。

イ 従業者数計算の特例

◎算定期間の中で事務所等が新設された場合

算定期間の末日の従業者数 × $\frac{\text{新設された事務所等の存在月数}}{\text{算定期間の月数}}$

◎算定期間の中で事務所等が廃止された場合

$$\text{廃止の前月末日の従業者数} \times \frac{\text{廃止された事務所等の存在月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

◎算定期間中に従業者数に著しい変動があった事務所の場合

(算定期間中の各月末日の従業者数のうち、最大のものが最小のものの2倍を超える事務所)

$$\text{算定期間中の各月末日の従業者数の合計} \div \text{算定期間の月数}$$

※特例の適用は当該事務所等に限定されます。市内に別の事務所等があり、その事務所等は従業者数に著しい変動がない場合、当該別の事務所等の従業者数の計算は通常の方法によります。

ウ 従業者数計算の際の端数処理

従業者数については1人に満たない端数は1人とします

月数については、1ヶ月に満たない端数がある場合は切り上げます

(3) 法人税割の税率

令和元年10月1日以後に開始した事業年度	8.4%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度	12.1%

(4) 予定申告の法人税割の計算

予定申告における法人税割は、前事業年度の法人税割額により算出します。

算出方法	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数※
------	-----------------------------

※前事業年度の月数については、1月に満たない端数がある場合は切り上げます。

なお、予定申告の法人税割の計算に用いる前事業年度の法人税割額は、当該事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日の前日までに確定した法人税額です。

3 均等割と法人税割の相違点

	均等割	法人税割
対象となる従業者	事務所等および寮等	事務所等
アルバイト等の数	算定期間の末日を含む直前1ヶ月のアルバイト等の総勤務時間数を170で割って得た数値でもよい	実人数
算定期間の中で事務所等の新設・廃止があった場合の従業者数	算定期間の末日の従業者数	特例あり (5ページ2(2)イ)
月数計算での端数処理	1ヶ月未満の場合は1ヶ月とし、1ヶ月を超える場合は1ヶ月に満たない端数を切り捨てる	1ヶ月に満たない端数がある場合は切り上げる

V 申告・納税

1 確定申告

申告納期限：事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内

法人税において申告書提出期限の延長処分を受けている場合は法人市民税の

申告書提出期限も延長されますが、納期限については期限延長されません。

算定期間：事業年度

2 予定（中間）申告

申告納期限：事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

法人税の中間申告義務がない場合は法人市民税の中間申告も不要です。

算定期間：各事業年度開始の日から6ヶ月

3 確定した税額の変更

納税申告により確定した税額の変更をする場合は次の手続きをしてください。

法人市民税が増額になる場合：修正申告

法人市民税が減額になる場合：更正の請求

VI 関係機関

1 登記に関する手続き

登記事項に変更があった場合は法務局で変更手続きをしてください。

登記事項を変更した後に、伊勢崎市にも変更の届出をしてください。

前橋地方法務局（登記申請・証明書交付）

前橋市大手町二丁目3-1 前橋合同庁舎4階

TEL 027-221-4466

前橋地方法務局 伊勢崎支局（証明書交付）

伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎

TEL 0270-25-0739

伊勢崎支局では新規登録・変更などは
できません。

証明書の交付のみ可能です。

2 国の税金に関すること

国の税金（法人税）に関することは税務署にお問い合わせください。

法人税の申告後、伊勢崎市にも法人市民税の申告をしてください。

伊勢崎税務署

伊勢崎市鹿島町562-1

TEL 0270-25-4045

3 県の税金に関すること

県の税金（法人県民税・法人事業税など）に関することは前橋行政県税事務所にお問い合わせください。

群馬県前橋行政県税事務所

前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎1階

TEL 027-234-1800

伊勢崎市 財政部 市民税課

〒372-8501

伊勢崎市今泉町2丁目410番地

T E L 0270-27-2715 (直通)

F A X 0270-24-5125